

令和2年5月22日

保護者の皆様へ

川崎市こども未来局保育事業部
保育第2課長

川崎認定保育園における登園自粛要請期間の延長について（第3報）

緊急事態宣言下における施設運営については、原則登園を自粛していただきながら、医療体制や社会機能の維持、経済的な理由などにより、保育を必要とされている御家庭に限定し、保育の提供を縮小して実施してきたところです。

現在、登園の自粛をお願いしているところですが、今後、緊急事態宣言が解除された場合においても、引き続き感染予防対策を講じる上では、保育の性質上、いわゆる「3密（密閉・密集・密接）」を回避することが困難であることから、段階的に通常の登園状況に戻していくことが、重要と考えております。

つきましては、家庭で保育が可能な保護者に対しては引き続き登園自粛を要請し、期間を次のとおり延長することとします。

保護者の皆様におかれましては、自宅で保育が可能な場合は施設の利用を控えていただくとともに、施設を利用される場合においても、お仕事等の調整が可能な方は、遅めの登園や早めのお迎えによる利用時間短縮に御協力をお願いいたします。

● 登園自粛要請期間

令和2年6月30日（火）まで延長

● 育児休業からの復職期限

令和2年7月31日（金）まで延長

※ ならし保育につきましては、感染予防の観点から、施設と相談の上、復職予定日に近い日程で、実施期間や預かり時間を短くするなど、御協力をお願いいたします。

※ 8月以降の育児休業の延長については、取扱いを決定次第、お知らせいたします。

● 自粛協力金の延長

登園自粛協力金の対象期間を6月まで延長します。

【問合せ先】

こども未来局保育事業部保育第2課

電話 044-200-3128